

令和2年4月30日

「児童預かり」を希望する保護者様

福島市立月輪小学校長 蓬田 孝夫

臨時休業期間（5/7～5/10）の児童預かりについて

今回の臨時休業の延長は緊急事態宣言を受けたものです。感染防止と感染の拡大防止に努めるという趣旨から、児童はできる限り外出させず、自宅での対応が原則となります。しかし、家庭での児童の看護がどうしても困難な場合に限り、感染防止に最大の配慮をしながら児童預かりを行います。

つきましては、下記のとおり実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

(1) 期間・時間

- 5月7日（木）～5月10日（日）の平日
- 8時30分～15時（※8時30分より前には登校しない）
※ なお、5月11日（月）以降の対応については、福島市教育委員会からの通知が届き次第、改めてお知らせします。

(2) 登校方法

- 保護者の送迎
- 児童のみでの徒歩も可とするが、交通安全に十分気をつけるよう、各家庭でも指導を願います。

(3) 預かり場所

- 音楽室（図書室・体育館も使用可とします。）
- 校舎出入りは、職員玄関のみとします。

(4) 持ち物

- 学習道具、弁当、水筒、読書用の本、上履き、歯ブラシ、マスク（跳びなわは可とします。）
- ※ 学習プリントの追加配布は行いませんので、教科書・ノート、各学年で配布された学習プリント、市販の問題集・ドリル等を準備してください。

(5) 児童預かり時の教職員の対応

- 児童の看護・対応のために、教職員を配当します。ただし、教職員も一部在宅勤務を取り入れますので、十分な対応が困難な場合もあり得ます。

(6) その他

- 保護者の連絡先・預かり希望の月日を、以下の確認書に記入し提出してください。
- 家庭で検温し、健康管理確認表を毎回提出してください。
- 体調の悪い児童の預かりは行いません。また、体調が悪化した場合は、すぐに保護者の迎えを要請します。
- 利用児童が欠席する場合は、保護者が学校に電話連絡をしてください。

(事務担当 教頭 数間 靖徳 電話 534-4368)

----- 切り取り線 -----

臨時休業期間の児童預かり確認書

保護者氏名		緊急時連絡先	
児童名・学年	【 年】	【 年】	【 年】

利用希望日（希望する月日に利用時間を記入してください。）

5/7 (木)	～	5/8 (金)	～
---------	---	---------	---

